

部局長等交際費支出基準

1 基本的考え方

部局長等交際費は、府を代表して行政執行上必要な外部との交際に要する経費であり、執行に当たっては、それが府民の負担によるものであることを強く認識するとともに、その執行の必要性を十分吟味し、社会通念上認められる必要最小限の範囲内に止めるものとする。

2 執行者の範囲

部局長等交際費を執行することができる職員は、次のとおりとする。

- (1) 本庁の部局長及び地域機関の長
- (2) (1)に掲げる者の他、本庁の部局長及び地域機関の長が必要と認めた者

3 執行範囲

- (1) 各種贈呈経費

祝金、香典、供花、見舞いその他の儀礼的な贈呈等に係る経費

- (2) 各種懇談経費

各種催事等に出席する場合の会費、懇談に要する経費等

4 支出相手方の基準

- (1) 各種贈呈経費

行政執行上関係のある個人（原則として府職員を除く）又は団体の代表者等に係る祝事、弔事等に関するものであることとし、知事又は副知事との重複執行は行わないものとする。

なお、執行者は、原則として部局又は地域機関を代表して1名とする。

- (2) 各種懇談経費

催事等の趣旨、出席者の範囲、府政との関わり、開催場所等を勘案の上、支出するものとする。ただし、宗教上又は政治的活動のための催事に関するものは、認められない。

また、催事等の公的、私的の区分を明確にした上、公的な催事（叙勲等公的な祝

の会に関するものを含む)に限り支出するものとし、私的又は行政機関同士の懇談会に関するものは支出しないものとする。

なお、執行者は、原則として部局又は地域機関を代表して1名とする。

5 支出限度額

(1) 各種贈呈経費

祝金、香典、供花、見舞いその他の儀礼的な贈呈金品に係る経費にあっては1万円を上限とする。ただし、供花にあっては、市価が1万円を超える場合は、市価を上限とする。

(2) 各種懇談経費

社会通念上妥当と認められる範囲内とし、案内状等に会費等の明示がない場合は、1万円を上限とする。

(3) その他

(1)及び(2)に係る経費には、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含まないものとする。

支出限度額については、地域の慣習等、特別の事情により上記基準によりがたい場合は、儀礼上必要と認められる額を支出することができる。

6 公開に関する基準

経費の執行状況については、原則として全てホームページで公開する。ただし、交際相手のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合は、当該情報を公開しないことができるものとする。

7 その他

部局長等交際費支出基準については、社会通念の変化等に留意し、適正な執行を図るため、適宜見直しを行うものとする。

平成21年度歳出予算に係る執行から適用する。